

決議事項要約
国際理事会会議
米国ハワイ州ホノルル
2015 年 6 月 21～25 日

監査

1. 2015 年 6 月 30 日付け国際協会及び LCIF 会計計算書監査について、クロウホーワース社の代表から提出された詳細にわたる監査計画を確認。
2. ペイロシティ奉仕組織レポートに関する覚書、寄付者サービスに関する監査、臨時就業者解雇の新たな手順についての覚書を確認。

会則及び付則委員会

1. 108-LA 地区（イタリア）、308-A1 地区（シンガポール）、322-E 地区（インド）の第二副地区ガバナー選挙抗議申し立てを却下し、下記を各地区の 2015～2016 年度第二副地区ガバナーとして宣言。
 - a. ライオン Fabrizio Ungaretti - 108-LA 地区（イタリア）
 - b. ライオン Jerrick Tay - 308-A1 地区（シンガポール）
 - c. ライオン Veena Gupta - 322-E 地区（インド）
2. 324-A8 地区（インド）の第二副地区ガバナー選挙に対する 1 件の抗議申し立てを支持し、324-A8 地区で行われた 2015～2016 年度第二副地区ガバナーの選挙を無効とし、2015～2016 年度第二副地区ガバナー職は空席であると宣言。これにより、第二副地区ガバナーの空席は国際及び地区の会則及び付則に従って補充されるものとし、手数料は、US\$350 を差し引いた額が抗議申立人に返金されることを宣言。
3. ライオンらしからぬ行動をとった V.S.B Sunder 地区ガバナーを厳しく非難し、地区ガバナー・チーム優秀賞の受賞対象外とした。会則関連抗議手順に従い 324-A1 地区（インド）において提出された申し立ては、2015～2016 年度地区選挙に関連するものであることから、この手順のもとに処理されるべきものではないとして退けた。
4. 国際会則及び付則、並びに国際理事会方針を順守しなかったことを理由に 324-B4 地区（インド）の S. Arumugam 地区ガバナーを解任。また、S. Arumugam は、今後元地区ガバナーとして国際協会、いかなるクラブまたは地区によっても認められないものとし、かかる肩書に伴う特権を一切持たないと宣言した。
5. 324-B4 地区（インド）において提出された調停者の報告書は、国際会則及び付則、ならびに 324-B4 地区会則及び付則との整合性がないことから無効であると宣言し、2015 年 4 月 26 日に行われた 2015～2016 年度地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーの選挙を支持。

6. 301-D2 地区（フィリピン）における第二副地区ガバナー選挙を無効と宣言する調停者の裁定を、国際会則及び付則、ならびに理事会方針との整合性がないことから無効であると宣言し、2015-2016 年度の選挙において 301-D2 地区（フィリピン）は、標準版地区会則に含まれている候補者支持の有無を問う投票用紙を用いることを勧告した。また、被抗議者の解任にかかわる調停者の裁定を、国際会則及び付則、ならびに理事会方針に抵触することから無効であると宣言。被抗議者が複合地区会則及び付則に違反したとの調停者の裁定は支持した。
7. 理事会方針書第 15 章に記載されている「善良な徳性の持主」の定義を、道徳的に卑劣な犯罪を犯した個人を会員とすることを禁じるものに改めた。
8. 理事会方針書第 3 章に定められる無記名投票の手順を改め、議長を務める役員による提案を可能にした。
9. 理事会方針書第 15 章の地区ガバナー停職処分に関する方針を改定し、その方針において内容が重複している箇所を削除するとともに、この方針の下、検討を要請するために必要となるクラブの数を改正した。
10. 理事会方針書第 7 章の標準版地区会則における誤字を訂正するとともに引用箇所について改めた。
11. 理事会方針書第 15 章に、2016 年 7 月 1 日より有効となる中立オブザーバーに関する方針を新しく設けた。

地区及びクラブ・サービス委員会

1. Michael Bierwagen 元地区ガバナーを、2015～2016 年度、123 地区（ロシア連邦）を担当するコーディネーター・ライオンとして任命。Mirela Grigorovici 元地区ガバナーを、2015 年 10 月 11 日より 2015～2016 年度の残る期間のセルビア共和国担当コーディネーター・ライオンとして任命。Kalle Elster 元国際理事を、2015～2016 年度中、Fabian Ruesch 元地区ガバナーを支援するためラトビア共和国担当の共同コーディネーター・ライオンとして任命。
2. 地区ガバナー・チーム優秀賞の申請書を改定し、受賞条件の達成に加え、国際協会の会則及び付則と方針の順守も必要条件とした。
3. 理事会方針書第 5 章の内容を、クラブ例会出席を強調するものではなく、クラブのアクティビティへの有意義な参加をより重視したものに変更。
4. 理事会方針書第 7 章 Exhibit B についてもその内容を、クラブ例会出席を強調するものではなく、クラブのアクティビティへの有意義な参加をより重視したものに改めた。
5. 理事会方針書第 9 章を改正し、新たなライオンズ国候補が特定されたら二つのクラブ結成を待たずともコーディネーター・ライオンを任命できるようにした。
6. 事務的处理として、理事会方針書第 9 章 O 項 2.d.の段落で言及されている項目についての誤りを訂正し、正しい段落が言及されるようにした。

財務及び本部運営委員会

1. 2015 年度第 4 四半期収支予想（赤字）を承認。
2. US\$2,842,672 の赤字となる 2016 年度最終予算を承認。
3. ライオンズクラブ国際協会の従業員年金プランのもとに年金受給資格を持つ中途退職者に、暦年 2015 年内に年金プラン給付額を一括で全額受け取る機会を提供するため、年金プラン改正を承認。
4. 2015 年 7 月 1 日より、地区ガバナーは US\$1,000 を超える航空運賃については発券に先立ち国際本部旅程課から承認を得なければならないという内容への理事会方針変更を承認。US\$1,000 以内の航空券については、許可されている座席クラス及び旅行期間における、最短直行ルートによる最も低額の標準運賃又は割引運賃で予約されなければならない。
5. 2015 年 7 月 1 日をもって理事会方針を改定し、有資格の元国際理事には年間最低 1,200 ドルの予算を提供することを承認。

リーダーシップ委員会

1. 複合地区、単一地区、準地区の各レベルにおいて、GMT 及び GLT コーディネーターの任命を行うべきグループが適任者の任命に合意できないために空席が生じている場合には、かかる空席を補充する権限を国際会長に与える方針を承認。
2. 推薦証明及び資格証明を受けた国際役員候補者が GMT 国際コーディネーター、GLT 国際コーディネーター、家族及び女性国際コーディネーター、GMT または GLT 会則地域リーダー、GMT または GLT エリアリーダー、GMT または GLT 特別エリア・アドバイザーを務めることを禁ずる方針を承認。

LCIF

1. LCIF 財務委員会の報告を承認。
2. ライオンズクラブ国際財団の法人定款及び内規を改正し、LCIF 理事会の構造に関する変更内容を反映させた。
3. LCIF 運営方針書と内容が重複することから、理事会方針書第 16 章を削除した。
4. LCIF 運営方針書を改正し、LCIF 理事会の構造に関する変更内容を反映させるとともにその他の必要な事務的変更を加えた。
5. 2015～2016 年度の投票権を持つ LCIF 理事会メンバーを承認した。
6. 現行会計年度の人道支援交付金予算を、US\$350 万増額した。
7. 総額 US\$3,071,671 となる合計 54 件の一般援助、国際援助、及び四大援助交付金を承認した。
8. 1 件の交付金申請を保留とした。
9. ライオンズクエストを、引き続き 2018 年 6 月 30 日まで四大交付金優先事業扱いとし、また、LCIF の糖尿病予防及び抑制プログラムを、引き続き 2017 年 6 月 30 日まで四大交付金優先事業扱いとした。

10. ブラジルにおける「ライオンズ-スペシャルオリンピックス・ミッション・インクルージョン」プログラムを支援する資金の一部である US\$750,000 の障害者援助向け四大交付金を承認。
11. US\$200,000 の額によるライオンズクエスト・コミュニティ・パートナーシップ交付金プログラムの更新を承認。
12. フィンランドにおけるライオンズクエスト評価のために、US\$125,000 の資金援助を承認。
13. キューバにおける LCIF と 111 複合地区の合同低視力事業用に US\$5,000 の交付金を承認。

長期計画委員会

1. 最大 10 名のメンバーから成る 2015～2016 年度家族及び女性アクション委員会の設置を承認。メンバーの任命は山田實紘副会長が行い、2015 年 8 月の国際協会執行委員会会議で記録される。

会員増強委員会

1. キューバとミャンマーのそれぞれの国の関係当局から承認を得ることを条件に、これらの各国におけるライオンズクラブ支部編成を承認。
2. ライオニズムに「単発的ボランティア活動」を取り込むための概念と戦略の模索に向け、会員増強委員会及びスタッフと連携するライオンズ及び/またはレオから成るワーキンググループ編成を承認。
3. 国際協会が結成を承認しないクラブのチャーター申請に対して US\$100 の手数料が課されることや、チャーターメンバーを追加する場合には 30 ドルを前払いしなければならないなど、最近行われた方針変更を理事会方針書に加えることを承認。
4. ライオンズクラブ国際協会が以前学生会員プログラムの不正使用を発見し、かつ学生会員が会員総数の 5%以上を占めるいかなる地区についても、その地区内のすべてのキャンパスクラブ、及び会員総数の 25%以上が学生会員から成る従来型クラブは、この確認についての連絡が行われた日付から 45 日経過後直ちにステータスクオ処分とされることを承認。
5. 2015 年 7 月 1 日より、60 複合地区を会則地域 1 所属と指定することを承認。
6. 例会出席を厳しく義務付けることはしないで、クラブ活動へのより柔軟な参加を認める内容に方針を変更することを承認。

PR委員会

1. 2018 年 1 月より、ライオン誌全公式言語版の印刷版発行回数を年間 4 回に削減。
2. ライオン勲章を廃止した。
3. 理事会方針書第 20 章のアワードに関する箇所を、PR 委員会報告書に添付されている別紙 A と差し替えた。

奉仕事業委員会

1. 2014～2015 年度ベストレオを選定。
2. 理事会方針書の第 23 章に含まれているレオ関係以外の青少年プログラムに関する方針を第 1 章に移すことを承認。
3. 理事会方針書第 23 章に含まれている、青少年プログラム課の目的にかかわる古い情報の削除を承認。
4. 理事会方針書第 23 章の表題を現在の「青少年プログラム」から「レオクラブ・プログラム」に変更することにより、現在の構造を反映させることを承認。
5. 理事会方針書第 1 章の「青少年プログラム課」及びそれを表す文言をすべて、「奉仕事業部」に変更し、現在の構造を反映させることを承認。
6. 理事会方針書第 23 章の「青少年プログラム課」及びそれを表す文言をすべて、「レオクラブ・プログラム課」に変更し、現在の構造を反映させることを承認。

上記決議事項のいずれかに関する詳細は、国際協会公式ウェブサイト
(www.lionsclubs.org) でご覧いただくか、国際本部（電話：630-571-5466）にお問い合わせください。